

財務省告示第二十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年一月十六日に発行する利付国債の発行条件を次のとおり告示する。

平成十八年一月十三日

財務大臣臨時代理

國務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
利付国庫債券（二年）（第二百四十回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のた	社債等の振替に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で九百億円 のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に ついては、額面金額で百九十九億八千六百万円、平成十七年度 における財政運営のため法律第 二条第一項の規定に基づき発行 する利付国債について

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 集の価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

金額で七百億千四百万円
 九百億六千三百万円
 五万円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金額
 の整数倍の金額によるものと
 する。
 平成十八年一月十六日
 額面金額百円につき百円七銭
 年・三パーセント
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金
 額に追加、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時におい
 て取得する者が非居住者又は
 外国法人である場合には、前記
 (一)の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法人
 が適用を受ける所得税の税率

十三 初期利子

を乗じた金額)を控除すること
ができる。平成十八年七月十五日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.3}{2} \times 1$$

十四 第二期利子

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月に属する

十五 償還期限

平成二十年一月十五日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十七年十二月二十七日から
平成十八年一月十日まで

十九 払込期日

平成十八年一月十六日